

令和2年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和3年3月23日(火)
【開会】 14時00分
【閉会】 14時54分
【場所】 教育文化会館 第6・7会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満	教育長職務代理者 岡田 弘
委員 高橋 美里	委員 岩切 貴乃
委員 石井 孝	委員 田中 雅文

【出席職員】

教育次長 石井 宏之	
教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄	
教育環境整備推進室長 水澤 邦紀	
職員部長 石渡 一城	
学校教育部長 森 有作	
健康給食推進室長 鈴木 徹	
総合教育センター所長 市川 洋	
庶務課長 榎本 英彦	
庶務課担当課長 瀬川 裕	
教育政策室担当課長 二瓶 裕児	
庶務課課長補佐 永井 洋子	生涯学習推進課長 箱島 弘一
給与厚生課長 矢澤 吉朗	生涯学習推進課担当課長 宮川 匡之
給与厚生課担当係長 森 美穂子	生涯学習推進課課長補佐 米井 克子
指導課担当課長 高山 深紀世	生涯学習推進課振興係長 関 裕史
教職員人事課長 大島 直樹	
教職員人事課担当係長 橋本 朋行	
教育環境整備推進室担当課長 古俣 和明	
教育環境整備推進室担当係長 後藤 健吾	
調査・委員会担当係長 長谷山 大介	
書記 間山 篤史	

【署名人】

委員 岩切 貴乃	委員 石井 孝
----------	---------

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

本日の会期は、14時00分から15時30分までといたします。

3 会議録の承認

【小田嶋教育長】

2月定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

4 傍聴

【小田嶋教育長】

本日は、傍聴の申し出がございませんが、以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は、配布のとおりでございますが、議案第56号及び議案第57号は、期日を定めて公表する案件であり、公開することにより、公正または適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、議案第56号及び議案第57号は、定められた公表期日以降は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

6 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

岩切委員と石井委員をお願いいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 令和2年度 川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項に入ります。

「報告事項No.1 令和2年度 川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について」の説明を、庶務課長、お願いいたします。

【榎本庶務課長】

それでは、「報告事項No.1 令和2年度 川崎市教育委員会職員（学芸員）採用選考の実施結果について」御説明いたしますので、資料をごらんください。

学芸員の採用選考につきましては、「埋蔵文化財」の選考区分により、令和2年12月2日から18日までを受付期間とし、第1次選考については令和3年1月17日、日曜日に、第2次選考については2月14日、日曜日に、それぞれ実施したところでございます。

応募状況でございますが、1名の募集に対しまして1名の申込みがございました。

第1次選考及び第2次選考の受験状況等は資料に記載のとおりとなっておりますが、申込みをした方が選考の結果、最終合格となりました。

選考結果につきましては、令和3年2月25日、木曜日に最終合格者に対して結果を通知するとともに、川崎市教育委員会のホームページに最終合格者の受験番号を掲載したところでございます。最終合格者につきましては、4月1日に採用となります。なお、配置につきましては生涯学習部文化財課となります。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

【小田嶋教育長】

何か御質問等はございますか。

岩切委員。

【岩切委員】

今回、必要な方を採用できて本当によかったなというふうに思っています。前回に募集したのに応募者が来なかったということがあったかと思うんですけど、今回どういうルートでこういう応募をされたかというのを、ぜひちょっと聞いておいていただけたらなというふうに思いますけど、そういうことって可能なんですか。

やはり多くの方たちがチャンスを持つということと、それから必要な方が集まるということは、とても大事なことです。募集をかけたときに集まるように、そういった工夫をぜひ、今後ともやっていただけたらというふうに思います。

【榎本庶務課長】

ありがとうございます。今回につきましても、倍率としては1倍ということでございますので、ゼロではなかった中で、優秀な方を採用できたとは考えておりますが、一方で倍率が、工夫しなければということも痛感しておりますので、募集時期であったり募集の仕方、広報の仕方も含めまして、今後、学芸員の採用におきましては振り返りながら課題整理をして、なるべく多くの方に応募いただいて、競争がある中で採用できるような形で、引き続き検証、検討はしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

田中委員、どうぞ。

【田中委員】

どうも御説明ありがとうございます。

1名の募集に対して1名の応募で、その方が合格ということなものですから、どの辺りがこの合格の決め手となったというか、こちら側から特にプラスに評価できる点として、もしお話しただけることがあればお願ひできるとありがたいんですが、よろしいですか。

【榎本庶務課長】

試験につきましては、客観的な教養試験、それと専門試験、面接試験の中でも行わせていただきました。特に専門試験については、そうした試験を作成される外部機関に委託を出しまして、その方の点数や論文等を含めて評価いただいたところでございますが、その中では外部評価といひましても高い評価を得たところでございまして、一定の能力以上のものを持っているというふうに判断をさせていただきました。

また、面接の中では、私どもも含めまして、人物、あるいはこれまでどのような活動をされたかについても伺う中で、我々の今求めている能力を持っている方というふうに判断させていただいたところでございます。

以上でございます。

【田中委員】

分かりました。

何か特にこの辺りがいいのでこの方を採用して、こういうふうに活躍していただけたらという、こういう期待ができそうだということは、お話しいただくのは難しいでしょうか。

【小田嶋教育長】

選考の内容になりますので、ちょっとこの場ではお話は無理かなと思います。

【田中委員】

そうですか。分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、報告事項No. 1について承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 1は承認いたします。

8 議事事項 I

議案第 5 1 号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

それでは、議事事項 I に入ります。

「議案第 5 1 号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第 5 1 号 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明いたします。

議案書の 2 ページをごらんください。「制定理由」でございますが、「組織整備に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。

1 枚おめくりいただき、3 ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第 4 条の改正でございますが、4 ページにまいりまして、令和 3 年 4 月 1 日から教育委員会の旅費認定事務が総務事務センターに移管されるため、職員部の部、給与厚生課の項中第 6 号「職

員等の旅費の認定に関すること。」を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とするものでございます。

「議案第51号 資料」に「旅費事務の総務事務センターへの移管について」の資料を添付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

議案第51号の説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第51号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第51号は原案のとおり可決いたします。

議案第52号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第52号 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案第52号「川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明いたします。

議案書の2ページをごらんください。「制定理由」でございますが、「教育委員会事務局に理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士の職種名を置くこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

今回の改正は、職員の職務の内容を明確に表示するための職種名を定めている別表について、技術職員の項に理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士を加えるとともに、職種名の記載の順番を市長事務部局とそろえるものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

議案第52号の説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

新しく追加される職員の名前については、言語聴覚士の方は今も例えばろう学校ですとか、あとは通級とかで指導されたりとか、ニーズがあるなという気がしているんですけど、理学療法士とか作業療法士というのは、具体的にどういうところで働かれるというのは、もう決まっている感じなんですか。

【高山指導課担当課長】

ありがとうございます。指導課支援教育担当課長の高山と申します。

理学療法士につきましては、主に肢体不自由のお子さんの姿勢についてのアプローチでございますとか、可動域を現状維持というところについて、医学的な専門的な知識を持った者ということで特別支援学校のほうで働いていただく予定でございます。

それから、作業療法士さんにつきましては、同じように手先であるとか感覚過敏であるとか、そういったところについての作業面でのアプローチというところでの助言ということで、こちらから特別支援学校のほうで力を発揮していただくということを考えてございます。

【高橋委員】

プロの方が学校にいらっしゃるというのは、すごく心強いことだと思います。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

岩切委員。

【岩切委員】

すみません、質問なんですけれども、この方々は今でも働いていらっしゃるということでよろしいですか。

【高山指導課担当課長】

健康福祉局のほうで、今、更生相談所というところで、各特別支援学級を回っていただいたり、特別支援学校で必要なお子さんについて助言を賜っているところでございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

ということは、今までの技術職員の中に含まれていたという理解でよろしいでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

今回の職名の規則の改正につきましては、これから令和3年4月1日以降は常勤職員で配置する予定がありますので加えたものでございまして、今までの方は教育委員会事務局に常勤職員としての配置をしていなかったというところが制度改正ということになっております。

以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはよろしいでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

理学療法士などは何人くらいいらっしゃるんですか、今までですね。

【高山指導課担当課長】

現在のところ、理学療法士につきましては1名というところで配置しています。作業療法士につきましては2名配置しております。言語聴覚士につきましては1名ということになります。

【小田嶋教育長】

よろしいでしょうか。

それでは、議案第52号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第52号は原案のとおり可決といたします。

議案第53号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第53号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明を、庶務課担当課長、教職員人事課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第53号 川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則の一部を改正する規則の制定について」につきまして、御説明いたします。

はじめに、改正の概要につきまして、教職員人事課長から御説明申し上げます。

【大島教職員人事課長】

それでは、お手元の「議案第53号 資料」のほうをごらんいただきたいと思います。

はじめに、「1」でございますが、「川崎市教育委員会会計年度任用職員に関する規則」は、会計年度任用職員の任用や勤務条件等の取扱いについて定めたものでございまして、選考や報酬、休暇等について規定しているものでございます。

次に「2」、今回の「改正の経緯及び趣旨」でございますが、会計年度任用職員のうち、学校に勤務する非常勤講師については、授業のある日を「勤務を要する日」とし、年間の勤務日を定める形で任用しておりまして、学校の休業日である夏季休業期間等については「勤務を要する日」をほぼ割り振らないなど、他の会計年度任用職員とは異なる勤務形態となっているところでございます。そのため、会計年度任用職員制度の導入前から、特別休暇のうち、夏季における健康保持を目的といたしました「夏季休暇」については、8月に「勤務を要する日」をほぼ割り振らない実態を踏まえまして、付与の対象外としております。一方、現行の規則におきましては、全ての会計年度任用職員に対して人事委員会規則のと通りの休暇を付与するような記載となっております。このため、非常勤講師に代表される、勤務形態の特殊性のために人事委員会規則により難しい職の場合の取扱いについて明記することで、より明確な制度運用を行うため規則改正を行うものでございます。

「3」の具体的な「改正内容」につきましては、この後、庶務課担当課長から説明させていただきます。

なお、今回の規則改正を議決いただいた場合には、関連いたします「川崎市教育委員会会計年度任用職員（職員部所管の職）に関する要綱」を改正いたしまして、所要の整備を図る予定でございます。

説明は以上でございます。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、議案書の2ページをごらんください。

「制定理由」でございますが、「勤務条件等が特殊である会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、教育長が別に定めることとするため、この規則を制定するもの」でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをごらんください。改正の内容につきまして、新旧対照表で御説明いたします。左側が改正後、右側が改正前の条文でございます。

第11条の改正でございますが、人事委員会規則の定めるとおりとされている教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等について、勤務条件の特殊性等により人事委員会規則の規定により難しい職については、教育長が別に定めるとするものでございます。

恐れ入りますが、議案書の1ページにお戻りください。附則でございますが、この規則の施行期日を令和3年4月1日とするものでございます。

議案第53号の説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたし

ます。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

確認させてください。今までは学校の先生として、仕事は学校の先生で、会計年度任用職員である方でも、市役所とかそういうところで働かれている会計年度任用職員の方の規則がそのまま当てはまる形になっていたから、夏休みとか冬休みみたいな長期休暇について実態と当てはまらないので教育委員会として独自に定められるようにしました、という理解で合ってますか。

【大島教職員人事課長】

そのとおりでございます。これまでも非常勤講師につきましては、夏休み、授業のないときは勤務がない、当然、夏季休暇の付与を対象外としておりまして、それは今現在もそうなのですが、今の規則上、詳しく言うと一般的な規則が当てはまってしまうということですので、今回そこをこういった非常勤講師のような特殊性のあるものは別の扱いにします、というのを明確にするものでございます。

【小田嶋教育長】

ほかには。

岩切委員。

【岩切委員】

すみません、理解の確認なんですけれども、会計年度任用職員のうち、学校に勤務する場合を非常勤講師と呼んでいる、という理解でよろしいですか。

【大島教職員人事課長】

学校に勤務する会計年度任用職員は、非常勤講師以外にも例えば業務職員、用務員、調理員の代替であるとか事務の代替であるとか、様々な形態の方がいますので、いわゆる授業でやっていただく非常勤講師については、非常勤講師も細かく言うといろんな種類があるんですが、基本的には非常勤講師については授業のないときには勤務をいただかないというのが大前提でございますので、そこを夏季休暇の付与の対象外に今回するというところでございます。

【岩切委員】

ありがとうございました。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

田中委員。

【田中委員】

会計年度任用職員というのは、例えば市民館の分館の方もこれに該当するかと思うんですけども、それぞれ、会計年度任用職員という方は、給与については、時給いくらで、年間どれぐらい働いていた、延べいくらというような、そういう形になるんですか。

【大島教職員人事課長】

時給の方もいますし、会計年度の方の中でも月額報酬という形を取っているような場合もございます。

【田中委員】

分かりました。ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。よろしいですね。

それでは、議案第53号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第53号は原案のとおり可決いたします。

議案第54号 川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則の制定について

議案第55号 川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令の制定について

【小田嶋教育長】

次の「議案第54号 川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則の制定について」及び「議案第55号 川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令の制定について」ですが、これらはいずれも、押印の見直しに伴い、関係する規則等の一部を改正することに関する議案となりますので、一括して審議したいと思いますが、御異議はございますでしょうか。よろしいですか。

【各委員】

<異議なし>

【小田嶋教育長】

それでは、一括して審議いたします。

議案第54号及び議案第55号の議案2件の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「議案第54号 川崎市立学校施設使用規則等の一部を改正する規則の制定について」及び「議案55号 川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令の制定について」につきまして、御説明いたします。

「議案第54、55号資料」の2ページをごらんください。こちらは、令和2年7月7日付けで、総務省から各都道府県知事及び各指定都市市長宛てに発出された「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」の通知でございます。

1段落目でございますが、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される「規制改革推進会議」において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、経済4団体からの要望も踏まえ、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでおり、これまでの見直しの結果及び今後の取組が、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」として取りまとめられました。

続けて、2段落目でございますが、規制改革推進会議資料では、「地方公共団体における取組」として、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続について、その対応が言及されているところです。

1段落飛ばして4段落目でございますが、「今般、別紙のとおり、規制改革推進会議資料の内容を踏まえ、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項を整理しました。各地方公共団体においては、この留意事項を参考として、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。」との要請が国からなされております。

この国からの要請を受け、5ページにまいりまして、本市においては、「川崎市申請書等の押印見直しに関する方針」が策定され、市民の手続に伴う負担軽減を図るとともに、行政手続等のオンライン化を推進するため、市民に求めている申請書等の押印義務付けの見直しについて、次の方針に基づき見直しを進めるものとされました。

具体的には、「1 基本的な考え方」として、「(1) 申請書等は原則記名のみとする。」「(2) 署名を求める実質的な必要性がある場合は例外的に署名を求めることができるものとする。」「(3) 署名を求める場合において、署名の代替手段としてやむを得ない場合のみ押印を求めることができるものとする。」とされています。また、「見直しの例外」については「2」に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、1ページにお戻りください。この本市の方針を受けまして、教育委員会が所管する規則及び訓令の見直しを実施し、今回改正することとなったものが、「1 改正する教育委員会規則」「2 改正する教育委員会訓令」として一覧に記載いたしました規則及び訓令でございます。

改正の項目のうち、押印の廃止は、それぞれの規則及び訓令の様式において押印を求めている「印」の表示を削るものでございます。なお、押印の廃止に伴い、改正する様式等において、漢字の表記方法を含む用語の整理及び職業や生年月日の項目の削除を含むその他の改正がございまして、その内容につきましては、該当する箇所ごとにそれぞれ「※ア」から「※ク」までに記載した内容となっております。

議案第54号の議案書の19ページをお開きください。「制定理由」でございますが、「押印の見直しに伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するもの」でございます。

20ページ以降は、ただいま説明いたしました改正の新旧対照表となっており、左側が改正後、右側が改正前のものがございます。

20ページは、「川崎市立学校施設使用規則」の「第1号様式」の改正内容でございます。

続いて、21ページ及び22ページは、「川崎市立高等学校の授業料等及び川崎市立川崎高等学校附属中学校の入学選考料の徴収に関する条例施行規則」の「第1号様式(1)」及び「第1号様式(2)」の改正内容でございます。

続いて、23ページから26ページまでは、「川崎市博物館の登録等に関する規則」の「第2号様式」、「第6号様式」から「第8号様式」までの改正内容でございます。

最後に、27ページから39ページまでは、「川崎市文化財保護条例施行規則」の「第8条」、「第11条」、「第12条」、「様式目次」、「第1号様式」及び「第3号様式」から「第9号様式」までの改正内容でございます。

恐れ入りますが、18ページにお戻りください。附則でございますが、第1項は、この規則の施行期日を令和3年4月1日とするものがございます。第2項は経過措置でございまして、改正前の規則の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができるものがございます。

続きまして、議案第55号は、職員に対する命令事項を定めている訓令の改正でございますので、押印の廃止の対象が職員であることが規則との相違点でございます。

議案第55号の議案書の5ページをお開きください。「制定理由」でございますが、規則改正と同様に、「押印の見直しに伴い、所要の整備を行うこと等のため、この訓令を制定するもの」でございます。

6ページ以降は、規則改正と同様に改正の新旧対照表となっており、左側が改正後、右側が改正前のものがございます。

6ページから9ページまでは、「川崎市教育委員会職員服務規程」の「第25条」、「様式目次」、「第1号様式」、「第6号様式」及び「第8号様式」の改正内容でございます。

続いて、10ページから13ページまでは、「川崎市教育委員会職員の自己啓発等休業に関する規程」の「第1号様式」から「第3号様式」までの改正内容でございます。

最後に、14ページから16ページまでは、「川崎市教育委員会職員の配偶者同行休業に関する規程」の「第1号様式」及び「第2号様式」の改正内容でございます。

恐れ入りますが、4ページにお戻りください。附則でございますが、第1項は、この訓令の施行期日を令和3年4月1日とするものがございます。第2項は経過措置でございまして、規則改正と同様に、改正前の訓令の規定により調製した帳票で現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができるものがございます。

議案第54号及び議案第55号の説明につきましては以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明につきまして、御質問等ございますか。

田中委員。

【田中委員】

御説明ありがとうございました。

ちょっと細かい点で恐縮なんですが、「議案第54、55号資料」の最後の「※ク」に載っている「元号の削除」なんですが、これは実際には議案第55号の9ページ辺りがそれに相当するのかと思うんですが、改正前の「平成」の入っていたのが改正後が「平成」という文字が取れているということだと思うんですが、今後は西暦で書くという意味でよろしいですか。

【瀬川庶務課担当課長】

改正の内容としましては、元号の表記を削りますので、あとは各届けをする人間が、和暦で書いても西暦で書いても、どちらでも、そのときに書いていただければよろしいということでございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。よろしいでしょうか。

岩切委員、どうぞ。

【岩切委員】

すみません、質問ですが、これ7月に出されていて、いつまでにやるというような、そういった指定というのはあったんでしょうか。

【瀬川庶務課担当課長】

施行期日の制度、実施日のことでございますけれども、本市の先ほどの見直し方針に基づいての切替えは、全庁的に令和3年4月1日から実施するという形で進めております。

以上でございます。

【岩切委員】

総務省のほうからは、年度内にこれを切り替えなさいとか、そういうことは特にはなかったということですか。

【瀬川庶務課担当課長】

実施時期の国からの要請というかそういうところでございますけれども、今、すみません、手元の資料で確認できる範囲では、特に期日はいつとは書いているものが、今現在ちょっと手元で見当たらないんですけれども、恐らく、できるものから、ということで、一つの区切りとしてはこの4月1日という形で事務の統一は図られているだろうと思われまいます。申し訳ございません。

以上です。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかになければ、それでは採決に入りたいと思います。採決につきましては1件ずつ行ってまいります。

まず、議案第54号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第54号は原案のとおり可決いたします。

次に、議案第55号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

それでは、議案第55号は原案のとおり可決いたします。

【小田嶋教育長】

以下、非公開となりますので御承知置きください。

<以下、非公開>

9 議事事項Ⅱ

議案第56号 新川崎地区新設小学校基本構想・基本計画について

【小田嶋教育長】

続いて、議事事項Ⅱに入ります。

「議案第56号 新川崎地区新設小学校基本構想・基本計画について」の説明を、教育環境整備推進室担当課長、お願いいたします。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

それでは、「議案第56号 新川崎地区新設小学校基本構想・基本計画について」御説明いたします。本日は、昨年5月12日の教育委員会で報告しました新川崎地区新設小学校の整備について、見直しを進めてまいりました基本構想及び基本計画について御報告させていただくものでございます。

まず、基本構想の冊子について御説明いたしますので、「議案第56号-1 新川崎地区新設小学校基本構想報告書」をごらんください。

基本構想案の構成でございますが、1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

「Ⅰ章 新川崎地区新設小学校の基本構想策定に向けた背景・配慮事項」、「Ⅱ章 計画条件」、次ページにまいりまして「Ⅲ章 基本構想の組み立て」、「Ⅳ章 基本構想」、「Ⅴ章 基本計画策定に向けての諸課題」とし、最後に、「参考資料」として平成24年度当時の基本構想の検討体制や検討過程などを添付しております。

続きまして、基本計画の冊子でございますが、「議案第56号-2 新川崎地区新設小学校基本計画報告書」をごらんください。

基本計画の構成でございますが、1枚おめくりいただきまして、目次をごらんください。

「第一章 新川崎地区新設小学校の基本計画策定に向けた背景・配慮事項」、「第二章 計画における主な条件」、「第三章 基本計画」とし、平成25年度当時の基本計画の検討体制や検討過程などを「参考資料」として最後に添付しております。

内容につきましては、概要版となります「新川崎地区新設小学校の基本構想策定と見直しの経緯」により御説明いたしますので、「議案第56号 資料」をごらんください。

はじめに、資料1ページでございますが、資料左側、「基本構想策定までの経緯や今後の計画予定」の2段落目でございますように、本事業は、新川崎地区における共同住宅整備事業が進められていく中で、周辺地域の良好な教育環境を確保するために、同地区に小学校を新設する事業でございます。

平成24年1月には株式会社ゴールドクレストと基本協定を締結し、平成24年度以降、基本構想・基本計画を策定し開校に向けた取組を進めておりましたが、その後の開発動向に合わせ段階的に開校時期を見直してきたところでございます。令和2年5月に開校時期を令和7年4月とすることを決定しましたが、最新の児童数や現在の学校施設に求められる諸課題について反映させる必要があることから、基本構想・基本計画の見直しを進めてきたものでございます。

次に、1ページ右上の「設計等の見直しを検討すべき主な項目」をごらんください。今回の見直しのポイントでございますが、「GIGAスクール構想」を踏まえたICT環境の整備や体育館への空調設備の設置の検討等を新たな基本構想・基本計画の案に反映させたところでございます。

次に、1ページ下の中央の部分の「基本構想・計画見直し決定時（令和2年5月）における計画スケジュール」をごらんください。見直しを行った基本構想・基本計画を踏まえ、令和3年度から令和4年度にかけて基本・実施設計、令和5年度から令和6年度にかけて建設工事を行い、令和7年4月の開校を予定しております。

続きまして、資料2ページをごらんください。『学校づくりの基本理念』と施設計画の考え方でございますが、こちらは平成24年度から25年度にかけて、地域の代表者や学識経験者にも御参加いただきながら策定した、当初の基本構想・基本計画の理念を継承した内容となっております。

資料左下の「学校づくりの目標」としては、「教育」において、「地域特性を踏まえた教育目標の設定」や「地域、学校による多様な教育的連携の展開」等、地域との連携を重視した学校づくりの目標を設定しています。また、「環境」において、「東日本大震災後の社会環境を踏まえ、省エネルギーに配慮した環境づくり」、「地域・防災」においては「東日本大震災の被害等を踏まえた学校防災機能により、地域防災の核となる学校づくり」を目標とするなど、社会環境の変化にも配慮した内容となっております。

資料右側の「施設整備の基本方針」においては、「(1)」から「(3)」までの3つの方針を定めておりますが、基本方針の「(1)」では「高機能かつ多機能で弾力的な施設環境の確保を目指す」としており、多様な学習形態・学習内容、弾力的な集団による活動が可能となるような施設整備を進めるとともに、「GIGAスクール構想」を踏まえたICT環境の整備等、情報化の進展にも対応してまいりたいと考えております。

基本方針の「(2)」では「地球環境へ配慮し、持続可能な社会の構築への貢献を目指す」としており、本市におきましては、脱炭素戦略（「かわさきカーボンゼロチャレンジ2050」）を昨年11月に策定したところでもあり、新校においても環境に配慮した施設整備を進めていきたいと考えております。

基本方針の「(3) 地域の交流や多様な活動を支える、安全・安心な地域コミュニティの核の形成を目指す」につきましては、1枚おめくりいただきまして、3ページに詳細に記載しております。3ページ上段の図は、新設小学校を拠点とした地域活性化のイメージ図で、「施設開放」等の活動を通し、幸区役所等の公共機関との連携や、周辺住民との交流により、地域コミュニティの核の形成を目指すものでございまして、開放施設とその他の施設の動線の明確な区分やセキュリティの確保など、施設整備において必要な配慮をしてまいりたいと考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【小田嶋教育長】

ただいまの説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

高橋委員。

【高橋委員】

当初の計画から7年ほどずれているということで、その間に本当にいろいろたくさんのが起きて、いろんな対応が、新しい対応が求められてきたと思います。資料の1ページのところに「見直しを検討すべき主な項目」ということで、GIGAスクールですとか体育館の空調設備など必要なことが盛り込まれているんじゃないかなというふうには思っております。

1つ、ちょっと細かい話になるんですけど、子どもが使うときにお掃除をするという、どうやって子どもたちが校舎をきれいに保っていくかというのは結構大事な、と思っていて、あまりいろいろとデザインに凝ると、掃除がすごくしづらいものになって、結果、校舎があまりきれいにならないと子どもたちが校舎を大事にする気持ちが育たないというところがあるので、あまり複雑なデザインにならないような御配慮をちょっとお願いしたいなというふうに思います。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

基本構想・基本計画の中では、具体的にそういう形で入れていた部分はないかもしれませんが、おっしゃるとおり、清掃の部分での配慮というのは必要かと思っておりますので、今後、設計の中でも検討していきたいと考えています。

【高橋委員】

お願いします。

【小田嶋教育長】

ほかにはございますか。

田中委員。

【田中委員】

ちょっと今の高橋委員の御意見への補足というか、私からも、やはり建築というのは、そこに入る人たちが使うという、その使い勝手とは別の側面から建築のデザイン上の工夫がされたり、それがまた実際に使い始めてからその部分を直さなきゃいけないとかということが起こりやすいので、その辺りはぜひ使う立場の学校の教職員の、実際にこういう使い方がされるということを想定した上での設計を、ぜひとも進めていただきたいと思います。

以上です。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

ありがとうございます。

新設学校でございますので、もともとの学校はないところでございますけれども、基本構想・基本計画の中でも、現場に関わっている教職員の方も含めて御意見をいただいているところでございますので、今後、設計を進めていく中でその意見を踏まえつつ、必要に応じて学校関係者に意見をお伺いしながら、確認をしながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。

岩切委員。

【岩切委員】

御説明ありがとうございました。

近隣のマンションの建設とか、そういったものに伴って小学生の数が増えるということもあつたかと思えます。こちらのほうに関しては、近隣の現状の小学校、小倉小学校であるとか、東小倉小学校、あるいは日吉小学校等でキャパは間に合っているというふうに考えてよろしいんですか。

【古俣教育環境整備推進室担当課長】

この新設の小学校を含む新川崎地区全体が増えている状況がございまして、日吉小でも増築をしたり、東小倉小でも増築等の計画を進めているところでございます。現在、新校に係る、いわゆるゴールドクレストのマンションの方も、児童数の増に伴って、今は小倉小学校のほうに通学をしていただいておりますが、来年度以降、小倉小学校に仮設校舎を建設いたしまして、新校の完成までそこで対応するという事も考えてございます。

今後の児童数の推移を踏まえながら、現在、令和7年4月を目標に計画を、開校するという形で進めておりますので、それまで教室等の環境が確保できるように進めていきたいと考えています。

以上でございます。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

よろしいですか。

ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、議案第56号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第56号は原案のとおり可決いたします。

議案第57号 「今後の市民館・図書館のあり方」について

【小田嶋教育長】

次に、「議案第57号 今後の市民館・図書館のあり方について」の説明を、生涯学習推進課長、お願いいたします。

【箱島生涯学習推進課長】

生涯学習推進課長の箱島です。よろしくをお願いいたします。

それでは、「議案第57号 今後の市民館・図書館のあり方について」御説明をいたします。

去る1月26日の教育委員会議において御審議いただき、策定させていただきました「今後の市民館・図書館のあり方(案)」につきまして、1月29日から3月1日までの間にパブリックコメント手続を実施いたしました。本日は、その結果と主な意見・変更点などにつきまして御説明させていただきます。「議案第57号」として「今後の市民館・図書館のあり方」の策定をお諮りするものでございます。

それでは、「議案第57号 資料1 『今後の市民館・図書館のあり方』の策定に関するパブリックコメント結果と主な変更点について」をごらんください。

はじめに、「案に関するパブリックコメントの実施結果」でございますが、「意見総数」は567通、1,125件でございました。いただいた意見は分類ごとに区分をし、「意見の対応区分」の表にお示しをしております。

表の下端をごらんいただき、区分Aとして「意見を踏まえ、反映したもの」が1件、区分Bとして「意見の趣旨が案に沿ったもの」が23件、区分Cとして「今後の参考とするもの」が89件、区分Dとして「質問・要望で、案の内容を説明するもの」が933件、区分Eとして「その他」が79件でございました。

項目ごとでは、「3 『今後の図書館の運営のあり方』に関すること」、第4章関係でございしますが、ここに379件、「4 『今後の市民館・図書館の施設整備の方向性』に関すること」、第5章関連でございしますが、ここに575件と非常に多くの意見をいただいているところでございます。主な意見といたしましては、2ページから4ページにまとめております。お手数ですが、2ページをお開きください。

まず、主な意見の1段目として、「つながりづくり」「地域づくり」を進めていくという点に関して、いろいろな組織や団体と情報交換し協力し合うことを情報発信していく必要がある、という御意見をいただき、こちらにつきましては、後ほど、変更点として市の考え方等を踏まえた変更内容を御説明いたします。

また、2段目として、現在の資料費より多く確保してほしい、という意見、3段目として、司書職制度の導入の検討に関する御意見などをいただきました。

3ページをお開きいただきまして、1段目として、宮前市民館・図書館が移転しても現施設は存続してほしい、という意見、2段目として、図書館、分館を増やしてほしい、という意見、4ページをお開きいただきまして、図書館の本棚やバックヤードなどのスペースの拡充に関する御意見などをいただきました。

これらの主な意見に関しましては、それぞれ市の考え方と対応区分をお示ししているところでございます。

5ページをお開きください。パブリックコメントによる市民意見を踏まえた変更点でございますが、主な市民意見といたしまして、市民館の取組の方向性に関して、「市民館で活動する団体以外とも協働・連携してつながっていくことが大切ではないか」という意見をいただくとともに、先の教育委員会会議におきまして、多様な主体との協働・連携に当たり、総合的な連携ではなく、企業、大学、NPO法人などを例示し、表現をするほうがより分かりやすく、市民館の大きな可能性が見えてくるという御意見もいただいたことから、先ほどの対応区分をAとし、本編14ページと21ページの文中に、「企業や大学、NPO法人、地域団体など」の文章を追記・修正いたしました。また、この修正のほか、軽微なものとして文字のフォントの修正などの用語、用字の修正を行っております。

パブリックコメントの結果と主な変更点についての御説明は以上となりますが、「資料2」として「今後の市民館・図書館のあり方の策定に関するパブリックコメント結果」、こちらのほうに集めて文言を記載しております。「資料3」として、「今後の市民館・図書館のあり方(案)概要版」を添付しておりますので、こちらは後ほど御参照願います。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

【小田嶋教育長】

御質問等ございますか。

岩切委員。

【岩切委員】

多くの意見が寄せられたものをまとめていただきまして、本当にありがとうございました。1, 225件ということで非常に多くの意見なんですけれども、Aとして「意見を踏まえ、反映したもの」が1件、それからBとして「意見の趣旨が案に沿ったもの」が23件ということで、「今後の参考とするもの」の89件というのは、今後どのように具体的に対応していくかというのを教えていただけますでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

本編の「第6章」が具体的に進めていく形の、「取組の推進に向けて」という章題になってござ

いまして、本編の43ページ、こちらのほうに記載をさせていただいておりますとおり、次年度、来年度には「総合計画第3期実行計画」、さらには「行財政改革第3次プログラム」の策定作業に入ります。これと併せまして、「かわさき教育プラン」の第3期実施計画の取組を、策定作業をしてまいります。この具体的な計画をつくっていく中で、取組を盛り込みながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょう。

田中委員。

【田中委員】

どうも御意見の取りまとめ、お疲れさまでした。たくさんの意見が出たということで、よく分かりました。これをホームページなどでパブリックコメントの結果というのを公開されるんだと思うんですが、その公開の内容というのは、これがそのまま公開されるようなイメージで捉えてよろしいのでしょうか。

【箱島生涯学習推進課長】

パブリックコメントのデータにつきましては、「議案第57号 資料2」の全てのものの公開を考えてございます。

【田中委員】

分かりました。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがですか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第57号は原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【小田嶋教育長】

では、議案第57号は原案のとおり可決いたします。

10 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これもちまして終了いたします。

(14時54分 閉会)